

慶応義塾大学宇宙法研究所と
JAXAの共同研究の概要
／今後への期待

2013年3月6日

宇宙航空研究開発機構(JAXA)

総務部法務課長

内富素子

背景

(1)2011年3月:連携協力協定(理事長間)

(主な実施事項)※互恵の精神

- 産学官連携を含む共同研究の推進
- 研究者の研究交流を含む相互交流
- 教育・人材育成の推進および相互支援

(2)2011年12月:宇宙法分野に関する協力協定(大学院法学研究科/JAXA)

(目的)

- 宇宙活動に関する法的視点からの検討を通じた諸課題への対応
- 我が国の宇宙法研究の水準の向上
- 宇宙法分野における実務家及び研究者の養成への寄与
- アジアにおける宇宙法分野の能力開発への貢献

(主な実施事項)

- 研究拠点としての宇宙法研究所を通じた共同研究の推進
- 宇宙法分野の実務者要請を目的とした教育・人材育成プログラムの推進

(参考)慶応義塾大学宇宙法センター (通称宇宙法研究所)の概要(ホームページより)

- 1959年の国連決議に基づき、国連宇宙空間平和利用委員会が中心となって作成した宇宙法(宇宙5条約)は、宇宙空間とその利用に関する国際法である。
- 宇宙活動の規模拡大、関連技術開発や商業化の一層の促進が予想される状況に鑑み、慶応義塾大学において国際法及び宇宙法研究を専門領域とする研究者グループを中心に、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の協力を得て、分野横断型の研究拠点を2012年4月に開設した。

研究所設置の目的は、

1. 宇宙活動における諸問題に対する法的視点からの検討と対処方法の提案、
2. 日本における宇宙法研究水準の向上、
3. 宇宙法分野における実務家および研究者の養成への寄与、
4. アジアにおける宇宙法分野の能力開発への貢献、

である。

共同研究テーマ

FY2011: 国連宇宙空間平和利用委員会(UNCOPUOS)法律小委員会における
各国の主張・方針の傾向分析

FY2012:

- (1)宇宙物体登録と損害賠償責任に関する課題(青木教授他)
- (2)スペースデブリ除去に関する法的課題(小塚教授他)
- (3)宇宙法に関するデータベース(資料集、ウェブ)
- (4)宇宙産業に関する法的研究
 - ①通商関係(小寺教授他) / ②GNSS運航者の法的責任(小塚教授他)

FY2013(見込み)

- (1)スペースデブリ除去に関する法的課題(継続)(小塚教授他)
 - (2)通商関係に関する課題(継続)(小寺教授他)
 - (3)GNSS運航者の法的責任(継続)(小塚教授他)
 - (4)宇宙産業を促進するための法政策(小塚教授他)
 - (5)サブオービタル等の宇宙への旅客運送事業の課題(笹岡准教授他)
 - (6)データ配布ポリシー(小塚教授他)
 - (7)安全保障関係(青木教授他)
 - (8)宇宙法模擬裁判(青木教授他)
- 
- 民事法上の課題

慶応義塾大学宇宙法研究所への期待

➤ 世界をリードする宇宙法研究所へ

→宇宙法政策の研究・提言でも世界をリード

- ◆ 国内外の学会 (IAC/IISLを含む) での論文発表
- ◆ アジア他からの留学生や研究者⇒国内外の人材育成・人的ネットワーク
- ◆ 国内外の大学・研究機関等との連携・研究協力

➤ 実務的課題へのソリューション

- ◆ JAXA内外の法的課題の検討支援・法務担当職員のスキル&キャリアアップ
- ◆ 政府(UNCOPUOS対応を含む)や産業界等との連携